

諮問事件第50号

「平成〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇付近で、警察官が交通事故の当事者である私に署名押印を求めたA4サイズの文書の書式。」の個人情報開示決定に対する審査請求に係る答申書

群馬県個人情報保護審議会

第1 審議会の結論

群馬県警察本部長の決定は、結論において妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年4月4日付けで、「平成〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇付近で、警察官が交通事故の当事者である私に署名押印を求めたA4サイズの文書の書式。」について、自己の個人情報として開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年4月17日に、本件請求に係る個人情報を、人身交通事故処理の際に使用される簡約特例書式の被害者供述調書（別記様式第20号）（以下「本件書式」という。）と特定した上で、個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成29年6月24日付けで、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である群馬県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、弁明書を作成し、諮問庁に提出した。諮問庁は、その副本を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、平成29年11月26日付けで反論書を作成し、諮問庁に提出した。

6 諮問

諮問庁は、条例第26条の規定に基づき、群馬県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、平成30年6月5日、本件審査請求事案（以下「本件事案」という。）の諮問を行った。

第3 請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 審査請求に至る経緯について

本件請求に対し、実施機関が開示した公文書は、本件書式であった。請求人が交通事故の被害に遭い、警察官から署名押印を求められたA4サイズの文書は、実施機関が開示した本件書式ではなく、署名押印を求められた日も平成〇〇年〇〇月〇〇日であったため、審査請求を行った。

イ 本件処分の違法性について

(ア) 日本国憲法第21条1項ないし2項、行政不服審査法第82条、行政機関の保有する情報公開に関する法律第2条2項、群馬県情報の公開に関する条例第13条に違反していると思料する。

(イ) 簡約特例書式が適用する事故事件は、「被害者の受けた傷害の程度が約3週間以下の事件（加療期間が診断時において受傷日から起算して3週間と2日までの事件をいう。被害者が複数の場合は、最も重い傷害の程度が3週間と2日までの事件をいう。）及びこれに関連する道交法違反事件に適用する。」という条件が必要になるが、平成〇〇年〇〇月〇〇日の事故見分直後に、警察官が請求人に署名押印を求めた時点で、医師が診断する加療見込み期間は判明していないため、警察官は本件書式を使用する判断をできないはずである。したがって、実施機関が本件処分を開示された公文書を特定した判断は誤りである。

(ウ) 請求人が警察官から署名押印を求められたA4サイズの様式は、本件書式ではなく、警察官が供述を録取し作成したのではなく、警察官が用意していた書面に当事者の供述を当事者に記入させ署名押印をさせたものである。

(2) 反論書

ア 請求人が警察職員から署名指印を求められたのは犯罪捜査規範第55条に規定されている司法警察職員捜査書類基本書式例による供述調書ではない。最高検察庁、前橋地方検察庁、警察庁による依命通達などに記載されている様式の、基本書式、特例書式や簡約特例書式でもない。また、警察職員が請求人から録取したものでもない。請求人が「分からない。」と申し出ているのに対し、自動車の速度を記入させ、その用紙に署名指印を行わせたものである。それ以外の用紙に請求人は署名押印を行っていない。

イ 実施機関は、「特定するに当たり、他には該当する文書は存在しなかった」旨の主張をしているが、犯罪捜査規範第55条の規定に係る理由であり、

請求人へ署名指印を求めた警察職員への事実確認や前橋地方検察庁に保存されている供述調書の実事確認を行っていないと思われ、推測によるものと思料する。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によると、おおむね以下のとおりである。

1 弁明書

(1) 本件請求に係る個人情報の特定について

ア 請求人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇先路上において発生した人身交通事故（以下「本件交通事故」という。）の当事者である。

イ 本件請求に係る個人情報開示請求書の「開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」欄には、「平成〇〇年〇〇月〇〇日」、「〇〇付近」と記載されており、これらは、本件交通事故の発生日及び発生場所（地番）と一致している。

ウ 本件交通事故においては、内規である交通事故の適正捜査に関する訓令（平成16年3月16日付け訓令甲第11号。以下「訓令」という。）の規定に基づき、簡約特例書式を使用した交通事故捜査を行っており、請求人を供述人とする被害者供述調書も簡約特例書式を使用して作成されたものである。

エ 当該供述調書には、警察官が録取した内容を確認した供述人が署名・押印（印鑑がないなどの場合は指印）する箇所があり、また、他には該当する文書は存在しなかったことから、実施機関は、請求人が開示を求めるところの「警察官が交通事故の当事者である私に署名押印を求めたA4サイズの文書」については、本件書式と特定した。

(2) 本件書式の適用について

ア 人身交通事故では、発生後直ちに負傷者が医療機関で受診しないなどの理由から、加療見込み期間が直ちに判明しないことは珍しくない。この場合に、加療見込み期間が確定するまで何の書類も作成しないのでは、捜査が遅延してしまうおそれがある。

イ 医師による診断が下されていない段階でも、事故捜査担当者が車両の損壊状況や事故形態等から当事者の負傷程度を推測し、使用する様式を暫定的に判断した上で供述調書等を作成することは、実務的な手法として実施されているものである。

ウ 推測よりも重い診断結果となって既に作成した供述調書の様式を使用することが不適切となる場合には、改めて内規の訓令に基づき、適切な様式を用いて供述調書を再作成する。

エ したがって、請求人から約1週間の加療を要する見込みである旨の診断書の提出を受けた本件交通事故については、簡約特例書式を使用する事故に該当しており、その作成に誤りはない。

(3) 結論

以上のとおり、本件請求に係る個人情報をもとに本件書式と特定した上で、本件処分を行ったことは、妥当である。

2 口頭説明

- (1) 請求人は、本件請求より以前に、群馬県情報公開条例第11条に基づき、人身交通事故で使用する書式の開示を求める公文書開示請求を行っており、これを全部開示とする開示決定を受けている。当該決定を受けて、実施機関は、請求人に対し、本件交通事故においては本件書式を使用した旨の説明を口頭により行ったが、請求人は、当該書式は本件交通事故で使用する書式ではない旨を主張して、本件請求を行ったものである。
- (2) 特定の人身交通事故で使用する書式は、けがの程度によって使用する書式も変わるため、個人情報が含まれると考えた。したがって、本件請求に係る個人情報開示請求書を受領した後、本件書式を特定し、これは実施機関のホームページにて情報公開をしていたことから、非開示情報が存在しない文書であると判断し、条例第17条第1項の規定に基づき、本件処分を行った。
- (3) 本件交通事故の処理を担当した警察官に確認した結果、簡約特例書式を用いて供述調書を作成したとのことであるから、特定に誤りはない。

第5 審議会の判断

1 本件請求に係る個人情報について

本件請求に係る個人情報は、「平成〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇付近で、警察官が交通事故の当事者である私に署名押印を求めたA4サイズの文書の書式。」に係る個人情報である。

実施機関は、本件請求に係る個人情報を、人身交通事故を処理する際に使用する書式群を構成するうちの一部である、本件書式と特定した上で、これを開示とする本件処分を行っている。一方、請求人は、請求人が警察官から署名押印を求められた文書は、本件書式を使用した文書ではないとして、他の書式を特定することを求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件請求に係る個人情報に対する条例第12条第1項の適用の可否について

(1) 条例第12条第1項の解釈

条例第12条第1項は、「何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示の請求をすることができる」と定めている。本項は、何人に対しても、公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することを具体的な権利として保障するものであると解される。この「個人情報」とは、条例第2条第1項において、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認

識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は個人識別符号が含まれるもの」とされており、これに該当する自己の個人情報であれば開示請求の対象となると解されるが、これも公文書に記録されたものに限定されている。この「公文書」とは、条例第2条第6項において、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とされている。

(2) 検討

ア 上記(1)で述べたように、条例第12条第1項は、何人に対しても、自己の個人情報の開示請求権を認めるものであるが、請求の対象となる個人情報は、あくまで公文書に記録されているものに限定されている。この点につき、本件請求は、本件交通事故の当事者たる請求人の事故状況等の供述が記録された公文書ではなく、当該供述を記録する際に使用した書式の開示を請求しているものである。

イ 一般に、「書式」とは、特定の文書を作成するための決まった体裁であり、共通した一定の形式が文字又は符号により記されたものであると解される。このため、書式自体に個別の事案に即した個人情報が記録されていることは、通常想定できない。

ウ そして、本件書式は、通常、実施機関が人身交通事故が発生したときにその処理の状況を記録する際に使用するものであり、公文書としての性格を有することが認められる一方、未だ特定の用途への使用がない本件書式には、当事者の供述等の個人情報の記録がないことは明らかであり、請求人の個人情報が記録されているとは認められない。

エ 仮に実施機関の説明のとおり、けがの程度によって使用する書式が変わるため、書式の違いに個人識別性があるものとして、本件交通事故で使用した書式を特定して開示を行うことが、個人情報を開示することとなる性質を帯びるとしても、上記アからウを踏まえると、個人情報をその内容に含まない公文書としての書式は、公文書に個人情報が記録されていることを求める条例第12条第1項の要件を満たすとは認められない。

オ また、条例第16条第3項は、実施機関は、個人情報開示請求書に形式上の不備がある場合に、開示請求者に対し、その補正を求めることができる旨を規定している。「形式上の不備」とは、個人情報開示請求書の記載が不十分であり、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書を特定することができない場合等を指すものと解されるところ、本件請求は、その対象が公文書に記録された個人情報であるとは言えず、補正を行うことによって適法な請求となる「形式上の不備」に当たるとは認められない。これは、開示請

求の対象となる「公文書に記録されている自己の個人情報」は、請求の本質的な内容であり、その変更は開示請求の本質を失わせるものであることから、補正の範囲を超えることになると解されるためである。

カ 以上から、本件書式は、条例第12条第1項が適用されるものではなく、個人情報開示請求の対象とはなり得ないことから、本件書式を本件請求に係る個人情報として特定し、これを開示とした実施機関の判断は失当であり、本来は、補正を求めることもなく、請求拒否とするべきであったものと認められる。

キ しかしながら、本件処分に従って既に開示が実施されており、本件処分を取り消して改めて請求拒否決定を行うことは合理的ではないと認められるため、本件処分については、結論において妥当と言わざるを得ない。

3 請求人のその他の主張について

請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求に係る個人情報につき、条例第12条第1項に規定する「自己の個人情報」に該当するとして開示とした実施機関の決定については、本来、本件請求に係る個人情報は同項に規定する開示を請求することができる情報には該当しないと認められるので、請求拒否とするべきであったものであるが、本件処分を取り消して改めて請求拒否決定を行うことは合理的ではないと認められるため、結論において妥当であると判断した。

5 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審議会の処理経過は、以下のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年 6月 5日	諮問
平成30年 7月 4日 (第82回 審議会)	審議 (本件事案の概要説明)
平成30年 8月 9日 (第83回 審議会)	審議 (実施機関の口頭説明)
平成31年 3月 15日	答申

